

# 官報

号外

昭和二十三年二月二十四日

## ○第二回衆議院會議錄第二十号

昭和二十三年二月二十三日(月曜日)

午後三時三十分開議

議事日程 第十七号

昭和二十三年二月二十三日(月曜日)

午後一時開議

第一 昭和二十二年一般会計予算補正(第十三号)及び昭和二十二年特別会計予算補正(特第七号)撤回の件

〔朗讀を省略した報告〕

一、去る二十一日松平參議院議長から松岡議長宛、内閣総理大臣の指名について、兩院の議決が一致しないから、參議院は兩院協議会を求めるとの請求書を受領した。

一、去る二十一日本院は衆議院議員芦田均君を内閣総理大臣に指名し、その旨參議院に通知した。

一、去る二十一日松平參議院議長から松岡議長宛、衆議院議員吉田茂君を内閣総理大臣に指名した旨の通知書を受領した。

一、去る二十一日衆議院規則第十四條但し書により議長において議席を次の通り変更した。

- 九 大原 博夫君
- 二〇 松本 一郎君
- 四三 衛藤 速君
- 三六五 山梨縣選出議員

一、去る二十一日内閣から提出した議案は次の通りである。昭和二十二年法律第七十号(大蔵省預金部特別会計、國有鉄道事業特別会計、通信事業特別会計並びに簡易生命保険及郵便年金特別会計の保險勘定及び年金勘定の昭和二十二年における歳入不足補填のため的一般会計から繰入金に関する法律)の一部を改正する法律案中修正

○議長(松岡駒吉君) これより會議を開きます。

内閣総理大臣の指名兩院協議会協議委員の選挙

○議長(松岡駒吉君) 一昨二十一日參議院より、吉田茂君を内閣総理大臣に指名の議決をした旨の通知を受領するとともに、内閣総理大臣の指名について、兩院の議決が一致しないから、兩院協議会を開くことを求められ、委員の選挙を行います。

○議長(松岡駒吉君) 一昨二十一日參議院より、吉田茂君を内閣総理大臣に指名の議決をした旨の通知を受領するとともに、内閣総理大臣の指名について、兩院の議決が一致しないから、兩院協議会を開くことを求められ、委員の選挙を行います。

○議長(松岡駒吉君) 一昨二十一日參議院より、吉田茂君を内閣総理大臣に指名の議決をした旨の通知を受領するとともに、内閣総理大臣の指名について、兩院の議決が一致しないから、兩院協議会を開くことを求められ、委員の選挙を行います。

○議長(松岡駒吉君) 一昨二十一日參議院より、吉田茂君を内閣総理大臣に指名の議決をした旨の通知を受領するとともに、内閣総理大臣の指名について、兩院の議決が一致しないから、兩院協議会を開くことを求められ、委員の選挙を行います。

○議長(松岡駒吉君) 一昨二十一日參議院より、吉田茂君を内閣総理大臣に指名の議決をした旨の通知を受領するとともに、内閣総理大臣の指名について、兩院の議決が一致しないから、兩院協議会を開くことを求められ、委員の選挙を行います。

○議長(松岡駒吉君) 一昨二十一日參議院より、吉田茂君を内閣総理大臣に指名の議決をした旨の通知を受領するとともに、内閣総理大臣の指名について、兩院の議決が一致しないから、兩院協議会を開くことを求められ、委員の選挙を行います。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○議長(松岡駒吉君) 御異議なしと認めます。よつて協議委員は議長において指名するに決しました。

内閣総理大臣の指名兩院協議会協議委員

- 浅沼稻次郎君 五木 清君
- 吉川 兼光君 森 三樹二君
- 菊川 忠雄君 苦米地義三君
- 小島 徹三君 福田 繁芳君
- 吉田 安君 岡田 勢一君

ただいま指名いたしました協議委員諸君は、ただちに議長應接室に御参集の上、議長、副議長各一名を互選せられんことを望みます。

この際、暫時休憩いたします。

午後三時三十六分休憩

午後五時五十七分開議

○議長(松岡駒吉君) 休憩前に引続き會議を開きます。

〔「氏名点呼、約束が違ふ」と呼ぶ者あり〕

内閣総理大臣の指名  
右は、兩院協議会の成案を得なかつた。よつて報告する。

昭和二十三年二月二十三日

内閣総理大臣の指名兩院協議会衆議院協議委員議長 浅沼稻次郎 衆議院議長松岡駒吉殿

〔浅沼稻次郎君登壇〕

○浅沼稻次郎君 ただいま議題となりました兩院協議会の経過並びに結果を御報告いたします。

協議委員は、先刻議長より指名せられました後、ただちに協議委員の議長、副議長の互選を行いました。その結果、議長には不肖私が当選し、副議長には岡田勢一君が当選いたしました。

引続き、兩院協議室に兩院の協議委員が参集いたしました。まずくじによりまして、衆議院側において本日の議長を勤めることになりました。

協議会においては、まず第一に參議院の議決の理由について説明を聴き、次に衆議院側の議決の理由について説明を聴いたのであります。次いで兩院の協議委員の間に質疑應答が交されました。

一、(發言する者あり) 引続き御報告申し上げます。協議会においては、まず第一に參議院の議決の理由について説明を聴き、次に衆議院側の議決の理由について説明を聴いたのであります。次いで兩院の協議委員の間に質疑應答が交されました。ただいま採決に入り、その結果は、いずれも三分の二以上の賛成を得ませんでした。協議会の成案は成立するに至りなかつたのであります。

以上、簡単な御報告申し上げます。(拍手)

○議長(松岡駒吉君) ただいま兩院協議会協議委員議長より報告せられました通り、兩院の意見は一致いたしませんから、憲法第六十七條第二項により、本院の指名の議決が國會の議決となりました。よつて國會法第六十五條第二項により、ただちに奏上することといたします。

〔拍手〕

○議長(松岡駒吉君) 議事日程はこれを延期し、明二十四日定刻より本會議を開くこととし、本日はこれにて散會いたします。

午後六時六分散會

〔第十五号参照〕

復興金融庫法の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

一、議案の要旨及び特色  
復興金融庫は当初百億円の資本金を以て発足し、昨年四月これを二百五十億円に、更に九月に至りこれを五百五十億円に増額したのであるが、現在の資本金五百五十億円は概ね当初の予想通り九十億円程度の余裕を残すのみとなつたので、本年度末までの貸出増加額を見込み、慎重検討の上、この際百五十億円を増加して、七百億円に資本金を増額せんとするものである。

なお、この増加所要額の見込を  
たてた際には、新たに設立をみた  
食糧公園の外四公園の所要資金は  
一應市中金融機関によつて調達す  
ることとして除外している。又、  
今回の増資に伴う政府出資の拂込  
については、最近の債券消化状況  
及び今後の消化向上の見透しも考  
慮して、この際増資方につき新た  
に政府拂込をとらないこととして  
いる。

二、議案の可決理由

市中金融機関の資金増加のとか  
く不円滑になり勝ちな傾向もあ  
り、産業界の復興金融庫依存の  
傾向は益々増加すると共に、各種  
公園の資金を同金庫において一手  
に賄うこととなつたため、金庫の  
貸出額は急激に増加しつつある現  
状に鑑み、右の増資を止むを得ざ  
るものとし本案を可決すべきもの  
と議決した次第である。

右報告する。

昭和二十三年二月三日

財政及び金融委員  
委員長 早稻田柳右エ門

衆議院議長松岡駒吉殿